

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

② 当ホテルは、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けを拒絶することがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室による客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 愛媛県旅館業営業施設の衛生に必要な措置及び宿泊の拒否に関する条例第3条の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは宿泊に先だつ宿泊の申込み（以下『宿泊予約の申込み』という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、電話番号、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(予約の解除)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

② 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります(但し遅延理由が公共交通機関の遅延その他宿泊者の責に帰さない理由であることを証明したときは、違約金はいただきません。)

第5条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号に該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(宿泊の登録)

第6条 宿泊者は宿泊日当日、当ホテルフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。(ご予約時に登録された場合、これに当てはまりません。)

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、パスポート、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第7条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。(宿泊プランにおいて変更となる場合があります。)

② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 正午まで 1時間ごとに1,500円
- (2) 正午過ぎ 室料金の全額

(営業時間等)

第8条 当ホテルの施設の営業時間は、次のとおりとします。

- 1階 ギャラリーラウンジ 朝食：6時30分～9時(ラストイン：8時30分)
宿泊者フリーラウンジ：16時～22時頃
- 2階 人工温泉大浴場 当ホテルの定める時間において男性女性時間入替制
- 2階 洗濯機乾燥機、自動販売機、製氷機
チェックインタイム～チェックアウトタイム (時間変更の場合は当ホテルの規定に準じていただきます。)

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、現金又当ホテルが認めた各種キャッシュレス決済、旅行会社発行のクーポン券により、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

② 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。これに反する場合、当ホテルの判断において適切な対応を取らせていただきます。(禁煙ルームでの喫煙は2,000円頂戴します)

(宿泊継続の拒否)

第11条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号に該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。禁煙ルームにおいて度重なる指導にもかかわらず喫煙が確認されたとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントににおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終了します。

違約金申し受け規定

(1) 一般客 団体客(10名以上)

- イ 宿泊日前日の場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ロ 宿泊日当日の場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80% (連絡なし解除の場合は、100%)
- ハ 団体客のみ宿泊日の7日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の30%

※緊急時以外に非常階段を使用した場合の事故、駐車場でのご事故は一切関知致しません。